

議案第18号

公民館及び老人いこいの家用建物の取得について

上記の議案を提出する。

令和4年2月16日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

本件建物は、西都公民館及び西都老人いこいの家用として取得するものであるが、その予定価格が6,000万円以上であるので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものである。

公民館及び老人いこいの家用建物の取得について

公民館及び老人いこいの家用として次の建物を取得する。

- 1 所在地 福岡市西区女原北12番45号
- 2 取得する建物 鉄筋コンクリート造平家建（面積612.09平方メートル）
- 3 買入価額 248,599,517円。ただし、令和4年1月15日から支払完了日までの間において公益財団法人福岡市施設整備公社が支払う利子相当額を加算する。
- 4 取得の相手方 福岡市中央区長浜三丁目11番3号
公益財団法人 福岡市施設整備公社

(参考)

買入価額の明細は、次のとおりである。

- 1 建物購入費 245,739,017円
- 2 利 子 2,860,500円